

## 【会則】

第1条（名称） 本会は「信州甲南会」と称する。

第2条（目的） 本会は会員相互の親睦と、母校の親和をはかることを目的とする。

第3条（会員およびその資格）

- ① 本会は、信州（長野県）に居住または勤務する、「甲南学園」の卒業生をその会員とする。
- ② 元居住者、元職員で、転居あるいは転勤後も継続を希望するもの。
- ③ 正会員の家族は「家族会員」として、時々への催しへの参加は自由とする。  
ただし、参加費用に関しては正会員と同等とする。

第4条（役員）

- ① 本会に次の役員をおき、会員の中から選任する。
  - (イ) 会長 会務を総理する (一名)
  - (ロ) 副会長 会長、事務長を補佐する。(一名)
  - (ハ) 事務長 本会の事務を取り扱う(一名)
- ② 上記イ～ハを「役員」と称し、年次の行事、会務、会計を相談しながら統括する。
- ③ 「役員」は、必要に応じて会員の中から「委員」を選任し、意見をもとめ、「参考」にする事が出来る。  
同様に、「会計監査」を年次総会前に決定し、会計監査をさせることとする。

第5条（役員任期）

「役員」の任期は年次総会から次の年次総会までの一年間を原則とするが、再任を妨げない。

第6条（事務所の所在）

本会の事務所は、事務長の会社または自宅におく。

第7条（総会）

- ① 本会に総会をおき、全会員の親睦と会の重要事項を協議するため、会長が毎年一回召集する。
- ② 総会は副会長が議長となり、次の事項を取り扱う。
  - (1) 会員相互の親睦
  - (2) 本会則に定める役員を選任
  - (3) 事業報告及び決算の報告。
  - (4) その他、会の重要な事項で会長が認めたもの。
- ③ 総会は出席者をもって成立し、その議事は出席者の過半数で決する。可否同数の場合は議長が決する。
- ④ 会長は必要により、臨時の総会を開く事ができる。

第8条（会計）

- ① 本会の経費は、会費、寄付金及びその他の収入をもって支弁する。
- ② 会費は、総会その他の行事にあたって適宜徴収するものとし、金額はその都度 役員会で定める。
- ③ 本会の会計は、事務長が取り扱う。
- ④ 会計年度は年次総会から次年度の年次総会までとする。

付記 この会則は平成12年1月9日から施行する。